

議会関連例規の取扱いについて

1 議会関連例規の取扱いについて

(1) 趣 旨

芽室町議会に関する条例、規則、要綱、要領等（以下「例規」という。）について、制定、改正、廃止等（以下「制定等」という。）の事務手順を定めようとするものです。

(2) 現 状

例規の制定等については、上位法の改正に基づく必須義務の手続きを始め、本町議会が独自に課題解決や新たな制度を運用するためのものもあります。

しかしながら、この事務手順について、現時点で明確になっていないため、この機に、議会運営委員会として「基本的な考え方」を整理しようとするものです。

(3) 基本的な考え方について

ア 上位法等の改正に伴う改正等（制定、廃止含む）の場合

上位法が定める趣旨を踏まえつつ、毎年9月定例会議への提案を基本とする。ただし、改正時期が遅れることにより、地域住民等への著しい不利益や公務への支障を及ぼす恐れがある際は、すみやかに直近の定例会議等において関係議案を提案するよう努めることとする。

イ 芽室町議会独自の改正等（制定、廃止含む）の場合

前項と同様とする。ただし、条例、規則以外は、随時、改正することができることとする。

ウ 改正等の事務手順

議会運営委員会で協議し、全員協議会に諮り決定する。

2 全員協議会へのオンライン活用の改正について

(1) 根拠法令等（全員協議会を規定する法令等）

ア 地方自治法第100条第12項

イ 芽室町議会会議条例第80条

ウ 芽室町議会会議条例等運用規則第33条

(2) 対応手法

現行規程（芽室町議会委員会条例第13条の2）では、オンラインは委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等）に限定した定義となっている

ため、全員協議会をオンラインでは開催できません。

しかしながら、全員協議会は委員会と同等の会議として法令に規定された機能であり、かつ、新型コロナウイルス感染症対策として BCP の行動基準との整合を図るため、全員協議会が規定されている芽室町議会会議条例等運用規則を改正（「開催の特例」を、第 33 条の 2 として追加）しようとするものです。

3 一般質問発言方法の改正について

(1) 根拠法令等（一般質問を規定する例規）

ア 芽室町議会会議条例等運用規則第 23 条、24 条

イ 議会における発言台使用範囲第 2 項

(2) 対応手法

芽室町議会委員会条例第 23 条の 2 では、「一般質問はすべて専用の発言台で行うものとする。」と規定し、議会における発言台使用範囲の 2 項では、「議員が行う一般質問及び緊急質問は、すべて専用の発言台で行う」と規定しています。

しかしながら、昨年の振り返りで課題にあげられた新庁舎本会議場の環境に相応しい新たな一般質問の議事方法に改めるには、例えば、初回のみ専用の発言台とし、それ以後は、自席において行うこととするか（「一般質問は初回は専用の発言台で行うものとする」）もしくは、試行的な実施とするか（「一般質問は専用の発言台で行うことができるものとする」）、いずれかの改正をしなければ、6 月定例会議の一般質問からの改正はできないため、関係規則等の改正方法を検討するものです。